

【第 13 回】非営利法人会計基準

会計と経営のブラッシュアップ
平成 26 年 6 月 23 日
山内公認会計士事務所

I H23.7.27 新基準と移行(社会福祉法人)

(概要)

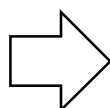
1. すべての社会福祉法人のすべての事業への適用が義務付け
2. わかりやすい会計基準、社会情勢の変化、事務の簡素化
3. 財務状況の透明化による情報開示と経営分析（効率経営）
4. 社会福祉法人モデル経理規程への改訂
5. 構成 新社会福祉会計**基準** 会計基準**注解** 運用**指針**
6. H25 従前決算、H26 新基準予算等の事前準備

◆現行基準の簡素化

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動収支計算書
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録
- +
- ⑤ その他の明細書等

(注)適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり



◆新基準

【財務諸表(3種類)】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動計画書
- ③ 貸借対照表

+

- ④ 附属明細書
- ⑤ 財産目録

(主な変更点)

1. 区分方法の変更

- (1) 法人全体、事業区分別、拠点区分別の C/F、P/L、B/S の作成
- (2) 会計単位、経理区分の廃止（呼称と区分の変更）
→ **事業区分、拠点区分、サービス区分**
従来の会計単位を事業区分と名称の変更し、経理区分を拠点区分を増加し、サービス区分（経理区分）とする。
- (3) 事業区分（社会福祉事業、公益事業、収益事業）
従来の複数の基準適用（福祉、公益、収益）を一つの会計基準で処理
- (4) 拠点区分（施設、事業所別）
- (5) サービス区分
従来の経理区分（拠点別）
- (6) その他
 - ① 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における固定資産限度を変更
 - ② 4号基本金の廃止
 - ③ 国庫補助金等特別積立金に、「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加
 - ④ 引当金の範囲
 - ⑤ ワンイヤールール
 - ⑥ 金融商品の時価会計
 - ⑦ リース会計
 - ⑧ 退職給付会計
 - ⑨ 注記事項

（「区分方法の変更」の事例による説明）

拠点	各拠点で運営している事業
A里	介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。 また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。 さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。
B園	「保育所」。「一時預かり事業」及び「地域子育て支援拠点事業」も実施。
Cの家	「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。
D苑	障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。 また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。
Eホーム	「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。

財務諸表等の作成

	資金収支計算書 (C/F)	事業活動計算書 (P/L)	貸借対照表 (B/S)	注記	備考
法人全体	1号の1様式	2号の1様式	3号の1様式	全項目	—
事業区分別 (法人全体の会計を 事業別に区分表示)	1号の2様式 ○○	2号の2様式 ○○	3号の2様式 ○○	—	事業区分間 取引消去
拠点区分別 (事業区分の会計を 拠点別に区分表示)	1号の3様式 ◎	2号の3様式 ◎	3号の3様式 ◎	—	拠点別区分 間取引消去
拠点区分別 (一つの拠点を表示)	1号の4様式	2号の4様式	3号の4様式	一部項目	—
サービス区分別 (拠点区分の会計をサ ービス別に区分表示)	附属明細書 別紙3☆	附属明細書 別紙4☆	—	—	附属明細書別紙3 サービス区分間取引消去

(注)

- 印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
- ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
- ☆印の様式は附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。
- 第1号の1様式から第3号の4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項の4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。
- 1拠点で社会福祉事業のみを実施する場合
→ 法人全体 C/F・P/L・B/S・注記
 拠点区分別（一つの拠点） C/F・P/L・B/S・注記
 サービス区分別 C/F 又は P/L

Ⅱ 新会計基準への移行(社会福祉法人)

1. 移行前年度(2~3月)の準備

- (1) 予算科目の改訂、新予算の理事会承認
- (2) 変更を要する科目、小区分まで制定
- (3) 会計ソフトウェア
- (4) 新基準の理解
- (5) 社会福祉法人モデル経理規程
- (6) 新経理規程の作成と理事会承認
- (7) 新年度開始残高に留意
- (8) 引継調整科目に留意
リース取引、その他引当金、基本金、国庫補助金、特別積立金
- (9) 事業活動計算における前期繰越差額の引継と B/S 残高の一致、修正計算は新年度期首

2

平成23年基準へ移行するためのスケジュール

前節「1 平成23年基準へ移行するための準備」をタイムスケジュールとして示すと次の通りとなります。

平成23年基準への移行準備のタイムスケジュール

	平成23年基準の理解	経理規程の改訂	移行年度の前年度の従来基準による補正予算作成	移行年度の平成23年基準による予算編成	移行年度の前年度の従来基準による決算	移行年度の前年度の決算数値を平成23年基準へ仕訳処理による調整	会計ソフトウェアの改訂
移行年度の前年度3月の予算承認理事会・評議員会まで	↓	↓	↓	↓			
移行年度の5月の決算承認理事会・評議員会まで					↓		
移行年度の5月の決算承認理事会・評議員会後						↓	↓

この方法の場合には、その内訳科目を設け、または内訳を注記することになります。

過年度分の収益または費用等について、新たに設ける勘定科目は、事業活動計算書上は「その他の特別利益」または「その他の特別損失」、資金収支計算書上は「その他の活動による収入」または「その他の活動による支出」の中区分勘定科目として設けることとなります。

各基準から平成23年基準への移行手続き一覧

資料

移行手続	平成12年基準からの移行	投産基準からの移行	指導指針からの移行	老健準則からの移行	就労基準からの移行	新病院準則からの移行
1 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定	○	○	○	○	○	○
2 貸借対照表の組替え	○					
3 有価証券に係る調整	○	○	○	○	○	
4 ファイナンス・リース取引の調整	○	○	○	○	○	
5 退職給付引当金に係る調整	○	○	○	○	○	○
6 その他の引当金に係る調整	○	○		○	○	○
7 第4号基本金に係る調整	○	○	○		○	
8 国庫補助金等特別積立金取崩額の調整	○	○	○		○	
9 設備資金借入金元金償還補助金に係る積立金の設定	○	○	○	○	○	○
10 勘定科目の組替え	○	○	○	○	○	○
11 積立金及び積立預金		○				
12 資本剰余金の振替				○		
13 利益剰余金の振替				○		
14 資金収支計算書における支払資金残高の設定				○		○
15 工賃変動積立金及び設備等整備積立金					○	
16 長期前受補助金から国庫補助金等特別積立金への振替						○
17 純資産額の会計基準における基本金額等への振替						○

*：旧病院準則、訪看準則、経理規程準則および企業会計からの移行については記載を省略している。

2. 監査の視点とポイント

- (1) 経理規程は適切に制定されているか
- (2) 会計責任者と出納職員の内部牽制はあるか
- (3) 予算は適切に執行されているか
- (4) 定款に準拠した経理区分(拠点区分)がされているか
- (5) 現金、預金の残高の照合は適切か
- (6) 試算は適切に運用、管理されているか
- (7) 会計処理が経理規程に準拠して適切に処理されているか
- (8) 取引業者との取引は適切か
- (9) 寄附金及び寄附物品の取扱いは適切か
- (10) 借入金は適切な手続を経て管理されているか
- (11) 会計帳簿が整備され、証ひょうが保管されているか
- (12) 決算書類が適切な手続を経て作成されているか

Ⅲ、社会福祉法人の新会計基準について

平成 23 年 7 月 27 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

目 次

- 1. 新基準を作成する背景と目的P 4
- 2. 新基準の基本的な考え方P5
- 3. 新基準の構成P5
- 4. 新基準における主な改正点P6
 - (1)適用範囲の一元化P6
 - (2)計算書類の簡素化P7
 - (3)区分方法の変更P8
 - (4)財務諸表等の作成P10
 - (5)その他の主な変更点P11
- 5. 移行期間についてP12

- 参考 1. 附属明細書の考え方P13
- 参考 2. 財務諸表注記の充実P14
- 参考 3. 「区分方法の変更」の事例による説明P15
- 参考 4. 主な変更内容P17
- 参考 5. 既存通知の取扱いP22

1. 新基準を作成する背景と目的

- ◆会計ルール併存の解消による事務簡素化
社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。
- ◆社会経済状況の変化
民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。
- ◆分かりやすい会計基準の作成
これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(以下、「新基準」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20. 4~H23. 3 全25回)
委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準の基本的な考え方

- ◆社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- ◆法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資するものとする。
- ◆新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準の構成

- (1)基準と注解:会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2)運用指針:会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。
- (3)移行時の取扱い:従来の会計ルールから新会計基準へ移行するにあたっての取扱いを示したもの。

4. 新基準における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

事業	原則	運用実態
社会福祉事業 障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による(措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる) 社会福祉法人会計基準による(指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい) 指導指針が望ましい(会計基準によることができる) 就労支援会計処理基準による 授産施設会計基準による 病院会計準則による 訪問看護会計・経理準則による 介護老人保健施設会計・経理準則による 病院会計準則による
公益事業	社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可	
収益事業	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用	

◆ 新基準

事業	適用範囲
社会福祉事業 障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基準を適用する
公益事業	
収益事業	



(2) 計算書類の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ①資金収支計算書
- ②事業活動収支計算書
- ③貸借対照表
- ④財産目録

+

- ⑤その他の明細書等

(注)適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準

【財務諸表】

- ①資金収支計算書
- ②事業活動計算書
- ③貸借対照表

+

- ④附属明細書(※)
- ⑤財産目録

(※)附属明細書
・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
・財務諸表を補完する役割を持つ。

- 法人全体の計算書類を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

・事業区分を拠点(一体として運営される施設、事業所及び事務所)別に区分

(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする。

③サービス区分

・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護等)に区分

(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いとする。

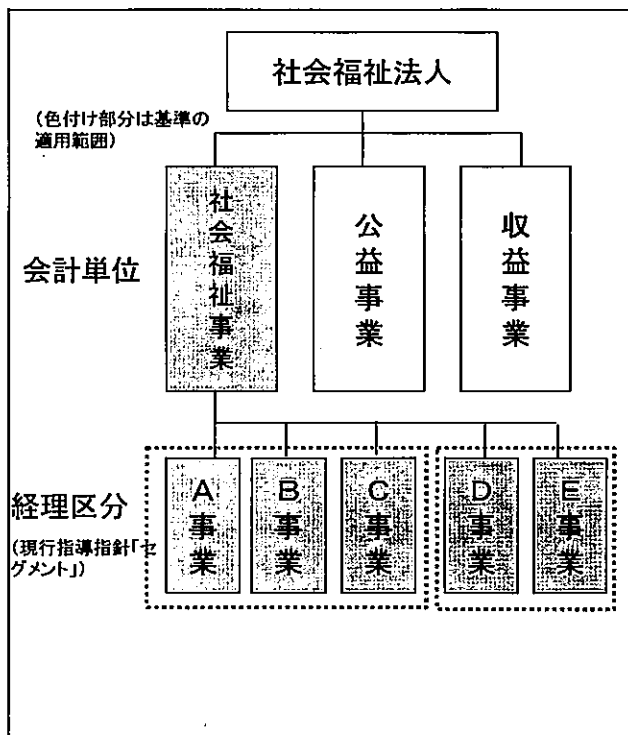
サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。

(注1)拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。

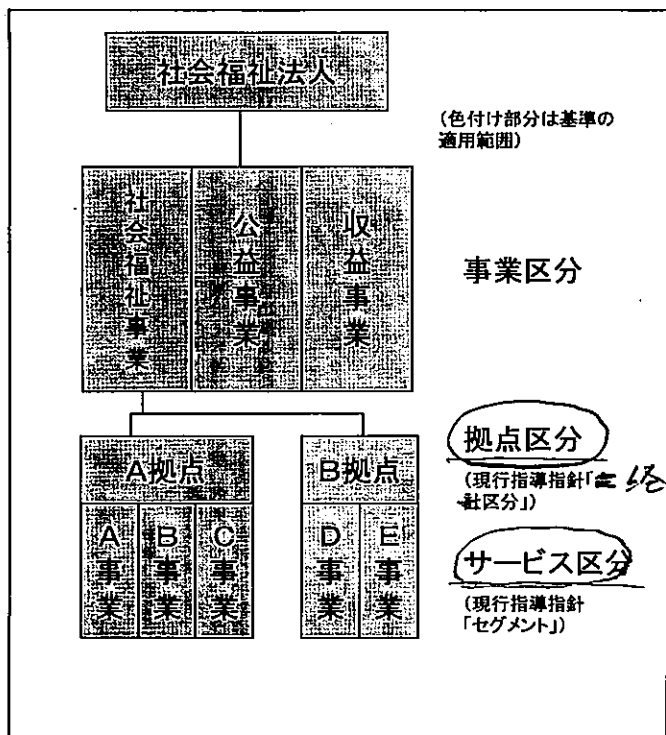
(注2)介護老人福祉施設、障害福祉サービス事業所等では拠点区分事業活動明細書のみを作成し、保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。

(「区分方法の変更」イメージ)

◆ 現行基準



◆ 新基準



(4) 財務諸表等の作成

15

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
法人全体 (事業区分別) <div style="text-align: center;">↑ 集計</div>	○◎第1号の2様式	○◎第2号の2様式	○◎第3号の2様式		左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
事業区分 (拠点区分別) <div style="text-align: center;">↑ 集計</div>	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示) <div style="text-align: center;">↑ 集計</div>	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3ではサービス区分間の内部取引消去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

10

(5) その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
 - 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定。
 - 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
 - ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
 - 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
 - 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
 - 会計処理方法を明確化。

11

5. 移行期間について

<移行期間に関する方針>

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・ 平成27年度(予算)には全ての法人において移行する。



<理由>

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 一定の法人が先行的に移行することで、その他の法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した法人の実務者が実例を講義・周知することにより、その他の法人においても、より円滑な移行が期待できる。

参考1

附属明細書の考え方

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等

◆ 新基準

- (1) 全事業に係る附属明細書
- ・ 基本財産及びその他の固定資産の明細書
 - ・ 引当金の明細書
 - ・ 拠点区分資金収支明細書
 - ・ 拠点区分事業活動明細書
 - ・ 借入金明細書
 - ・ 寄附金収益明細書
 - ・ 補助金事業等収益明細書
 - ・ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
 - ・ 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書
 - ・ 基本金明細書
 - ・ 国庫補助金等特別積立金明細書
 - ・ 積立金・積立資産明細書
 - ・ サービス区分間繰入金明細書
 - ・ サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- (2) 就労支援事業に係る附属明細書
- ・ 就労支援事業別事業活動明細書
 - ・ 就労支援事業製造原価明細書
 - ・ 就労支援事業販管費明細書
 - ・ 就労支援事業明細書 等

参考2

財務諸表注記の充実

○ 現行基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、8項目を追加し、15項目に拡充。
 また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
 (下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象
- ⑦その他必要な事項



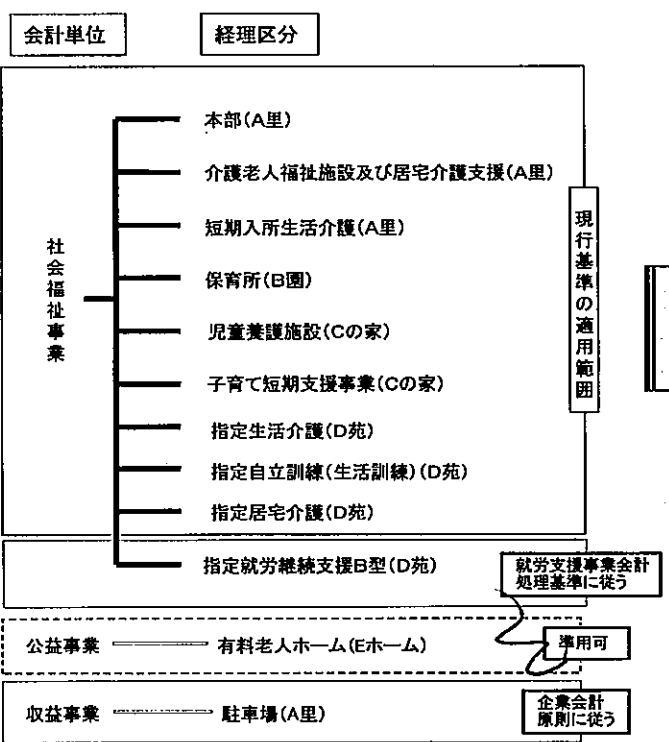
◆ 新基準で新たに加えた注記事項

- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ⑥満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ☆⑦関連当事者との取引内容
- ☆⑧重要な偶発債務

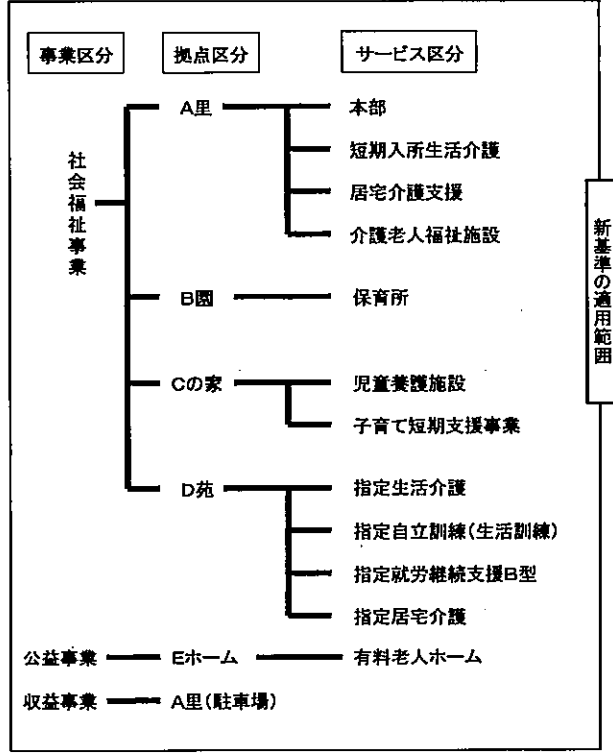
参考3-①

「区分方法の変更」の事例による説明①

現行基準



新基準



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

参考3-②

「区分方法の変更」の事例による説明②

拠点	各拠点で運営している事業
A里	介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。 また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。 さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。
B園	「保育所」(「地域子育て支援拠点事業」若しくは「一時預かり事業」を実施している場合は、保育所と同一のサービス区分とすることができる。)
Cの家	「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。
D苑	障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。 また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。
Eホーム	「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。

参考4-① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→ 現行基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。
そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→ 基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→ 現行基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するものとする。

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他の引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他の引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他の引当金



◆ 新基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

- 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、例えば以下の会計手法を導入する。

(ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)

- 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ)金融商品の時価会計

- 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ)リース会計

- 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(エ)退職給付会計

- 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法

(オ)減損会計

- 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(カ)税効果会計

- 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4-④ 退職共済制度の取扱いの明確化

- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方法のほか、簡便な処理方法を明示する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

- ①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。
- ②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。
- ③採用している退職手当制度
従来、注記なし。

◆ 新基準

- ①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。
- ②都道府県等の実施する制度
ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金とする方法。
- ③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

参考4-⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
 - 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。
- (注) 共同募金配分金等については、現行基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 指導指針

- 【共同募金配分金等の取扱い】
- ①一般配分金: 寄附金として処理
 - ②特別配分金: 明記なし
 - ③受配者指定寄附金: 寄附金として処理

◆ 新基準

- 【共同募金配分金等の取扱い】
- ①一般配分金: 民間団体からの助成金と同様の処理
 - ②特別配分金: 民間団体からの助成金と同様の処理
 - ③受配者指定寄附金: 寄附金として処理

参考5

既存通知の取扱い

(1) 移行期間終了をもって廃止する主な通知

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援第8号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 4 「社会福祉施設を営む社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 6 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援第555号 社会・援護局長通知)
- 7 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援第23号・障障第12号・障精第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 8 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」 等
(平成12年2月17日付け社援第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者にも適用されるものとして存続(一部改正)する主な通知

- 1 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 2 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 3 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 4 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援第1002001号 社会・援護局長通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」 等
(平成19年7月31日付け障障第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

IV 会計基準の変更(公益法人)

1. 法令等の変更

(1) 根拠法令

一般法人法 (H18.6.2)

同施行令 (H19.3.2)

公益認定法 (H18.6.2)

同施行令 (H19.9.7)

整備法 (H18.6.2)

同施行令 (H19.9.7)

(法人会、産業公社、金秀財団)

(2) 特例民法法人

旧民法 34 条法人

(3) 役員

理事 移行登記日より 2 年

監事 //

評議員 //

会計監査人 //

2. 財務基準（公益認定法人）

(1) 収支相償原則

その行なう公益目的事業について、公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（認5六）。

すなわち、公益目的事業は、赤字または収支トントンでなければならないというルールである。

① 計算方法

第1段階は、公益目的事業ごとに計算し、第2段階は、公益目的事業全体を合計して計算する。

② 第1段階

公益目的事業単位 1		公益事業単位 2	
経常費用	経常収益	経常費用	収益事業
100	70	80	100
	損失	剰余	
	30	20	

③ 第2段階

④ 収支相償とならなかった場合の対応

(2) 公益目的事業比率

(3) 遊休財産規制

(4) 財産に関する規制

(5) 運営に関するポイント

① 情報開示

② 内部統制

③ 役員の責任

④ 財産の管理

3. 一般法人への移行

(1) 公益目的支出計画

(2) 決算 — 財務関連諸表

(3) 税 制

V 経営と監査のポイント

1. 経営分析の重要性
2. 経理手法の統一、明瞭化
3. 管理重点項目と管理手法(現金、預金、仮払金、預り金…)

4. 振込処理の妥当性

5. 寄附金の取扱い

6. 補助金(措置費)の取扱い

7. 固定資産物品の管理

8. 月次試算表

9. 事業計画

10. 決算時の作業

(1) 基準等の確認

- ① 社会福祉法人審査基準(H24.3.30)
- ② 社会福祉法人監査要綱の制定(H25.3.29 局長通知)
- ③ その他法令、通知

(2) 現金、預金の管理

- ① 取引証ひょうの整理、承認
- ② 記帳の妥当性、承認
- ③ 解約承認
- ④ 審査、通帳、残高証明等

(3) 振込、振替の処理

- ① 支払業者一覧表
- ② 振込の確認、現金払の妥当性
- ③ 部門間取引の妥当性

(4)

11. 監査の視点

- (1) 経理規程は適切に制定されているか
- (2) 会計責任者と出納職員の内部牽制はあるか
- (3) 予算は適切に執行されているか
- (4) 定款に準拠した経理区分(拠点区分)がされているか
- (5) 現金、預金の残高の照合は適切か
- (6) 試算は適切に運用、管理されているか
- (7) 会計処理が経理規程に準拠して適切に処理されているか
- (8) 取引業者との取引は適切か
- (9) 寄附金及び寄附物品の取扱いは適切か
- (10) 借入金は適切な手続を経て管理されているか
- (11) 会計帳簿が整備され、証ひょうが保管されているか
- (12) 決算書類が適切な手続を経て作成されているか

確率・統計

平成 26 年 6 月 23 日

I. 確率の概要

1. 概 要（データの整理）

(1) 起こる可能性を数えあげる

該当する場合の数を積算する

$$\text{確率} = \frac{\text{あてはまる場合の数}}{\text{全体の場合の数}}$$

(2) 大数の法則

実験を何度も繰り返していくと、そのことが起こる比率はある一定の値、統計的確率（サイコロを振って 1 の目が 0.15 の比率で出た）に近づく。

これによって数学的確率（サイコロの 1 の目が出る確率は $1/6 = 0.167$ ）が正しいかどうかをチェックできる。

数学的確率 → 統計的確率

(3) 度数分布

級－区間、級の数 10 前後

級間隔－各級の幅、（最大値－最小値） $/k \doteq h$

度数－データの数

度数分布のグラフ－ヒストグラム、度数曲線

2. 平均と比率

(1) データの把握

直観的と客観的

平均-データの中心

$$\bar{x} = \frac{x_1 + x_2 + \dots + x_N}{N} = \frac{\sum_{i=1}^N x_i}{N} = \frac{\sum_{i=1}^k f_i x_i}{\sum_{i=1}^k f_i}$$

度数 f_i 、代表値 x_i

分数-データのバラツキ

3. 分散

(1) ちらばり具合

$$\text{A 駅 } \bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^{10} fixi}{100} = \frac{8,820}{100} = 88.2$$

(最大値 109、最小値 65)

$$\text{B 駅 } \frac{1}{x} = \frac{\sum_{i=1}^{10} fixi}{100} = \frac{8,920}{100} = 89.3$$

(最大値 136、最小値 44)

平均のみでは、データの特徴を完全に把握できない。

このデータのバラツキの度合を特徴づけるものとして**分散**と**標準偏差**がある。

$$s^2 \text{ (分散)} = \frac{(x_1 - \bar{x})^2 + (x_2 - \bar{x})^2 + \dots + (x_N - \bar{x})^2}{N} = \frac{\sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2}{N}$$

$$s \text{ (標準偏差)} = \sqrt{\frac{\sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2}{N}}$$

(A 駅) 最大値 109, 最小値 65) 表 4 ハイライト平均売上数量の計算

表 4 はハイライト売上数量の
度数分布から平均売上数量を計
算した計算表である。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^{10} f_i x_i}{\sum_{i=1}^{10} f_i}$$

$$= \frac{8930}{100}$$

$$= 89.3$$

級の境界値	級の代表値(x)	度数(f)	f · x
63—67	65	1	65
68—72	70	1	70
73—77	75	7	525
78—82	80	14	1120
83—87	85	17	1445
88—92	90	25	2250
93—97	95	15	1425
98—102	100	15	1500
103—107	105	4	420
108—112	110	1	110
合 計		100	8930

分散の性質 表 6 は、4.1.1 で調べた A 駅たばこ販売店と同程度の売上げ
があるといわれている、(B 駅)たばこ販売店の同じ調査期間で
ハイライト売上数量の度数分布である。
データの最大値=136, 最小値=44)

表 6 B 駅販売店でのハイライト売上数量度数分布

級の番号	級の境界値	級の代表値(x)	度数(f)	f · x
1	40~ 48	44 -44 82	1	44
2	49~ 57	53 -35 82	2	106
3	58~ 66	62 -26 82	7	434
4	67~ 75	71 -17 82	15	1065
5	76~ 84	80 -8 82	18	1440
6	85~ 93	89 0 82	19	1691
7	94~102	98 9 82	15	1470
8	103~111	107 18 82	9	963
9	112~120	116 27 82	10	1160
10	121~129	125 36 82	3	375
11	130~138	134 45 82	1	134
合 計			100	8882

表7 ハイライト売上分布の分散の計算(1)

級の代表値(x)	偏差(x- \bar{x})	(x- \bar{x}) ²	度数(f)	f(x- \bar{x}) ²
65	-24.3	590.49	1	590.49
70	-19.3	372.49	1	372.49
75	-14.3	204.49	7	1431.43
80	-9.3	86.49	14	1210.86
85	-4.3	18.49	17	314.33
90	0.7	0.49	25	12.25
95	5.7	32.49	15	487.35
100	10.7	114.49	15	1717.35
105	15.7	246.49	4	985.96
110	20.7	428.49	1	428.49
合計			100	7551.00

$$s^2 = \frac{\sum_{i=1}^{10} f_i(x_i - \bar{x})^2}{N} = \frac{7551.00}{100} = 75.51$$

$$s = \sqrt{75.51} \approx 8.69$$

簡便計算

1. 級の平均 a を決める

2. 各級の代表値 x_i と a から

級内隔を h とし、偏差 u_i を決める

$$u_i = \frac{x_i - a}{h}$$

分布と法則

標準偏差や分散は、度数分布のひしりの
の尺度である。

標準偏差の性質 4.1.1 で調べたA駅

ばこ販売店のハイライト売上数量のデータは、平均89.3、標準偏差8.69であったが、表2の度数分布から、平均の回りに売上数量の標準偏差の1,2,3倍隔たった範囲内にどのくらいの度数があるかを調べたのが表9と図3、図4、図5である。

これをみると平均を中心として標準偏差の2倍隔たった範囲では全体のデータの95%があり、標準偏差の3倍の範囲内にはすべての度数が含まれる。いかえると偏差が標準偏差の3倍をこえることはほとんどないといってよい。このことは度数分布がほぼ対称の場合には大体においてあてはまることである。

たとえば、B駅たばこ販売店の売上数量分布について調べた結果を表10に示しておく。

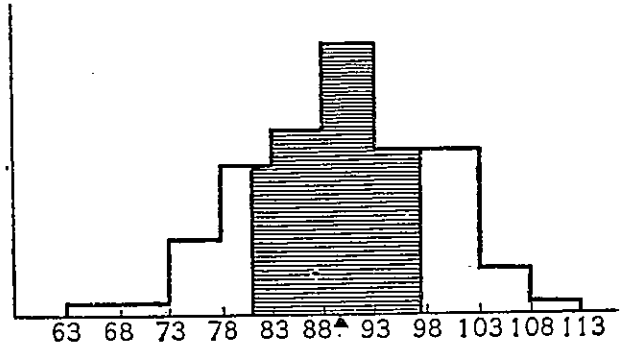


図3 平均値±1標準偏差

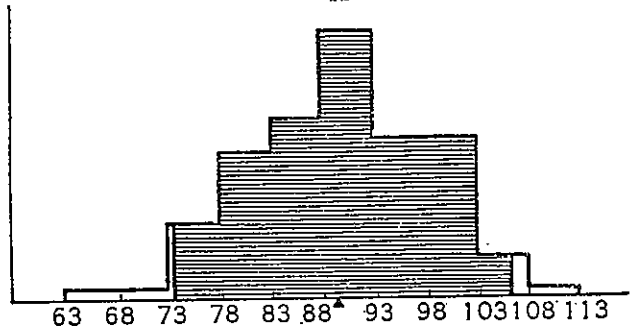


図4 平均値±2標準偏差

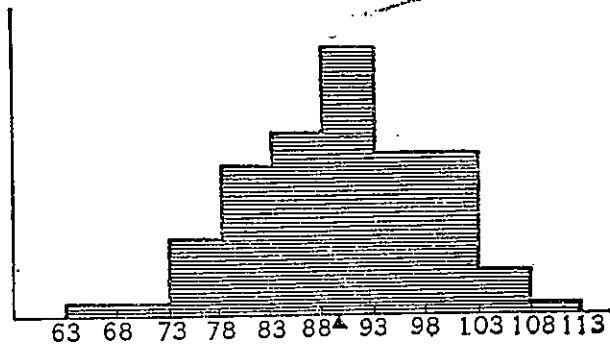


図5 平均値±3標準偏差

表9 A駅たばこ販売店の度数分布の性質

範囲	度数	割合(%)
平均±1標準偏差	62	62
平均±2標準偏差	95	95
平均±3標準偏差	100	100

表 10 B 駅たばこ販売店の度数分布の性質

範 囲	度 数	割 合 %
平均±1 標準偏差	68	68
平均±2 標準偏差	95	95
平均±3 標準偏差	100	100

平均を中心として標準偏差の 1, 2, 3 倍隔たった範囲
チェビシェフの性質 にどのぐらいの度数があるかということは、度数分
 布が対称とか非対称とかにかかわらずまったく一般性のある性質として、古
 くから次のチェビシェフの不等式が知られている。

平均を中心として、標準偏差の k 倍隔った範囲を こえる度数の割合	$\leq \frac{1}{k^2}$
--	----------------------

この性質は、どんな度数分布にもあてはまる性質であって、どの度数分布
 にもあてはまるという普偏性をもっていることが非常に重要なことである。

A 駅たばこ販売店の売上数量度数分布や、B 駅たばこ販売店の売上数量度
 数分布が、このチェビシェフの不等式をみたしていることは上の表 9、表 10
 から簡単に確かめることができる。(4.2.5 参照)

☞ 表 9、表 10 のデータから、チェビシェフの不等式の性質を確かめてみよ。

4.1.5 統計系列

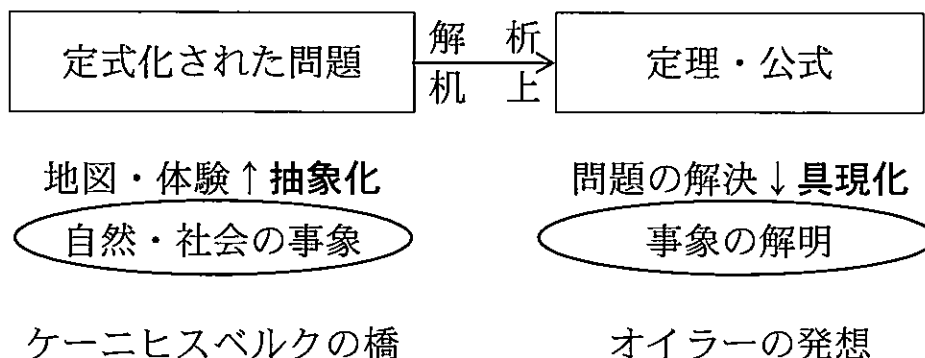
同じ性質の統計数字を場所的に比較したり、あるいは時間的に比較したデ
 ータを統計系列とって、それぞれを場所的系列、時間的系列 (時系列) と
 いう。

場所的系列 表 11 は全国の自動車保有台数を陸運局別に整理した場所的系
 列のデータである。

場所的系列データはそれを分析することによってデータの各項の場所的変
 化を調べることができる。したがってその各項は互いに比較できるように、
 同じ地理的区域によって分類されていなくてはならない。

5. 数学とは何か

ケーニヒスベルクの橋とオイラー



数学は物事の本質を考える用具
そしてそれは抽象化によって

(広い意味の数学)

1. 問題を見出し、
2. その問題の本質的な部分を抽象化、
扱いが可能な条件として書きあげ
3. その条件を解析して、使い易い形(定理、公式)にし、
4. それを実際の問題に応用、適用する。(具現化)

抽象化さえうまく行けば、数学(思考)の俎上にのせることができる。

そうすれば、体を動かさず、危険な実験は避けて、問題点を予知できる。これが数学の目的である。

6. ドラッカーの未来予測の方法 (明日のために今日行動する)

未来は予測できない。予測したとしても単なる“推測”である。従ってマネジメントは、次のように考える必要がある。

- ① guesses
- ② educated guess の違い

(1) 経済変動を迂回する

(景気変動を企業経営の要素としない)

Getting around the business cycle

景気変動をやむを得ない、予測不可なものと認識する。予測しようとしな^い。(出来ないこと、存在しないことの認識)

(2) 既に起こった未来を見つける

(底流分析をして底流をつかむ)

Finding economic bedrock

合理的な判断のために既に起こった経済変動の次の波を事実によりつかむ。(既に起きているが、まだ次は現われていない、先に次に起こることを予想する)

(3) 傾向値を把握する

(過去の傾向値を理解する)

Trend analysis

過去の傾向は将来の傾向とは別であるが
(過去の材料を集める)

(4) 将来に備える

(将来の経営人材の育成)

Tomorrow's managers the only need safeguard

予測できない将来に備える最高の方法は人材の育成
(明日のために)

- ① 目標 → 成果を上げるために必要なこと
 - ② 明日 → 明日のために今日行動すること
 - ③ 考えることの大切さ
 - ④ 今日とるべき行動を考える
 - ⑤ 将来を予期すること
 - ⑥ 明日を変えるために今日行動する
- 景気予測ではない

景気変動からの迂回

依存ではなく

1. 経済は変動する
2. 経済の底流を発見する
3. トレンド分析 いつ起こるか

既に起った未来も、

タイムス

予測が希望的観測であってはならない
 そんなことより明日を考えて行動する
 今日の行動－明日の結果

II. 確率の分布

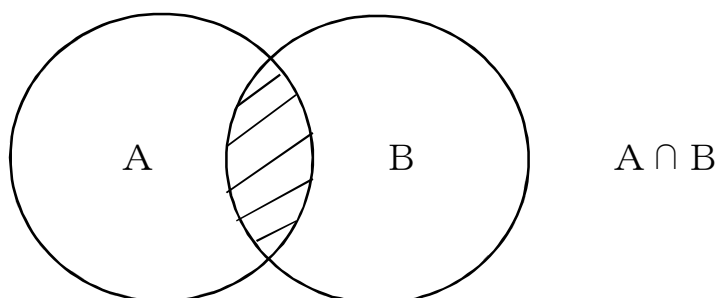
1. 事象

経験は確率によって生起する。

単一な事象と被事象

全事象…起こらない事象

AとBが同時に起こる



AとBのいずれかが起こる

$A \cup B$ (または $A + B$)

排反的 $A \cap B = 0$

(1) 起こり得るすべての事象、全体Tの確率は、
全体をTとすると、 $P(T) = 1$

(2) 排反事象A、Bに対しては、
(全体の人数の中で男か、女かの確率)

$$P(A \cup B) = P(A) + P(B) = 1$$

$$P(A \cup B) - (P(A) + P(B)) = 0 \quad \text{加法定理}$$

(3) 事象A、Bが同時に起る確率は、

$$P(A \cap B) = P(A) + P(B) - P(A \cup B)$$

2. 条件付確率と乗法定理

- (1) コンピュータ室に、男女合わせて N 人のシステムアナリストとプログラマーがいて、そのうち N_A 人は男子 (A) で、 N_B 人は女子 (B) であるとする。

男子である確率 $P(A) = N_A/N$

女子 " $P(B) = N_B/N$

システムアナリストの数を N_S とすると、1 人選んだときのシステムアナリストである確率は、

$$P(S) = N_S/N$$

それでは男子のシステムアナリストの確率 $P(A \cap S)$ は、その絶対数を N_{AS} とすれば

$$P(A \cap S) = N_{AS}/N$$

男子だけの集団を基礎にすると、

N_{AS}/N_A (男子でシステムアナリストの確率)
 $= P(S/A)$ と書く。

$\frac{N_{AS}}{N_A} = \frac{N_{AS}/N}{N_A/N}$ であるから、

$$P(S/A) = \frac{P(A \cap S)}{P(A)}$$

$N=100$ 人、男子 A 60 人、女子 B 40 人とする。
 また、システムアナリストは全体で 10 人とする。
 そのうち 9 人が男子とする。

男子の中で 1 人選んだとき、システムアナリストである確率は

$$P(S/A) = \frac{P(A \cap S)}{P(A)} = \frac{9/100}{60/100} = \frac{9}{60}$$

$$P(S/A) = P(S)$$

$$P(A \cap S) = P(S) \cdot P(A) = 0.1 \times 0.6 = 0.06$$

S と A は独立であり、独立事象同士の生起確率は、それぞれの確率を掛け合わせたものとなる。これを **乗法定理** という。

硬貨を 2 回投げて、

$$1 \text{ 回表の出る確率} \quad \frac{1}{2} - \frac{1}{2} = \frac{1}{2}$$

$$2 \text{ 回とも表の出る確率} \quad \frac{1}{2} \cdot \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$$

3. 主観的確率

(1) 金星に生物がいるかどうか

確からしさは主観的に判断せざるを得ない。

(2) 鉱床の探査にボーリングを降ろす。

つまり、探査部長の「主観的確率」が 0.3 ぐらいのところだ。しかし、それがはずれると、「0.2」とか「0.1」へ事後確率に修正される。

いわば主観的確率を改善し、よりよい意思決定をしようとする。

(3) 当初担当部長は、鉱床が 0.3 (主観) 確率で存在すると考えていたが、一本ボーリングして失敗した結果その数字は 0.18 と修正された。

① ボーリングを打って当る確率

成功の確率 = $P(\text{鉱床が存在して、かつ鉱床にボーリングが当る})$

$$= P(E_1 \text{ で、かつ } E_2)$$

$$= P(E_1 \cap E_2)$$

$$= P(E_2/E_1) \cdot P(E_1)$$

$P(E_2/E_1)$ というのは、鉱床が存在するという事象 E_1 の条件の下で、 E_2 をぶち当てる確率を意味している。

この $P(E_1)$ が鉱床存在の事前確率である。

② ボーリングを打って当たらない確率

$P(E_1/E_2)$ は鉱床の不存在に関する事後確率

$P(E_1) = \alpha$ (鉱床がある確率)

$P(E_2/E_1) = 1 - \beta$ (鉱床がありながら不成功の確率)

とすると

$$P(E_1/E_2) = \frac{P(E_2/E_1) \cdot P(E_1)}{P(E_2)}$$

$$= \frac{(\text{存在しながら不成功の確率}) \cdot (\text{鉱床の存在確率})}{(\text{ともかく不成功の確率})}$$

$$\frac{(1-\beta) \cdot \alpha}{\alpha(1-\beta) + (1-\alpha) \cdot 1} = \frac{(1-\beta) \cdot \alpha}{1-\alpha\beta} \text{ だから}$$

$$\text{もし、} \alpha = 0.3, \beta = 0.5 \text{ ならば } \frac{0.15}{1-0.15} = 0.18$$